平成２８年（フ）第４８６７号
大阪市此花区西九条３丁目４番34―311号、前住所大阪市西成区花園南２丁目１番９号
破産者　北岡　慶久
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１６８号
大阪府東大阪市御厨栄町１丁目２番４―302号、前住所大阪府東大阪市御厨中１丁目４番23―801号コージースクエア小阪東
破産者　オズスタイルことホリスティックサロンＯＧＩＮＯこと頭蓋筋ＳｐａＳａｌｏｎＯＧＩＮＯこと　荻野　重昭
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２６９号
大阪市城東区古市３丁目９番６―308号
破産者　新庄　　悟
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２８４号
大阪府八尾市末広町２丁目７番21号　エステートピア久宝寺101号、前住所大阪府八尾市安中町３丁目２番58―1202号
破産者　佐合　　隆
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４７２号
大阪市鶴見区浜５丁目南１番24―501号、前住所京都府八幡市八幡山田21番地の22
破産者　新谷　圭子
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５１号
大阪市西成区潮路１丁目１番20号
破産者　歩こと　美崎トヨ子
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３９号
大阪府枚方市高田１丁目２番33―103号
破産者　小野　照幸
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６７号
大阪府交野市私部４丁目60番５号
破産者　塩山　理恵
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４７号
大阪府交野市私部８丁目２番29―201号
破産者　田中　常貴
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目23番６号、前住所京都府福知山市字天田無番地
破産者　成清　孝史
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６号
高知県宿毛市西町１丁目３番18号
破産者　中野　道男
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第６号
大分県玖珠郡玖珠町大字山浦57番地の２
破産者　宇土　秀行
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第４号
岩手県一関市花泉町涌津字一ノ町46番地２　イーストコート弐番館201
破産者　佐藤　　秀（旧姓菅原）
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第２５３２号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区14棟401号、開始決定時の住所横浜市旭区中白根４丁目１番２―419号
破産者　大柳　重義
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５３３号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区14棟401号、開始決定時の住所横浜市旭区中白根４丁目１番２―419号
破産者　大柳　幸子
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７８２号
横浜市戸塚区深谷町640番地　第３アサヒクリア202号
破産者　小林美代子
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９号
横浜市磯子区丸山１丁目６番１―204号
破産者　岡崎　　薫
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４３号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目18番９号
破産者　冨田　智博
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５号
川崎市宮前区南平台16番11―301号　市営住宅
破産者　神山　三夫
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係